

2020年4月7日公表「緊急経済対策」における「資金繰り対応策」について

2020年4月7日に緊急事態宣言が発出されました。同時に「緊急経済対策」が決定されその概要が公表されました。

＜経済対策＞<https://bit.ly/3aXrFeg>

補正予算は4月中旬に成立予定とのこと。今後、第二、第三次補正の可能性もあり得ます。以下、経産省のパンフレットを中心に資金繰り施策についてご説明いたします。なお、補正予算成立が前提となり内容変更などもあり得ます。また、本文中のページ数はパンフの該当ページになります。

＜参考＞経産省パンフ <https://bit.ly/2USGEAL>

●民間金融機関の無利子融資、借換など

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大します。また、信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能です(P10)。SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給が実施されます。「個人事業主」は「▲5%以上」減少で「保証料ゼロ+金利ゼロ」。「小・中規模事業者」は「▲5%以上」減少で「保証料1/2」、「▲15%以上」減少で「保証料ゼロ+金利ゼロ」になります。

●店舗増加など、売上高減少の比較要件の明確化

店舗増加や積極的な成長投資を行っているベンチャー・スタートアップ企業など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大を行っている場合、売上高の比較要件を明確化しました(P11)。店舗増加などで単純に前年(前々年)同期と単純に比較できない場合の緩和が実施されます。個人事業主は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応することです。

●日本公庫、商工中金の借換

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、公庫や危機対応融資の既往債務の

「借換」も可能とし、「実質無利子化」の対象にします(P21)。【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】は国民事業は「3千万円」、【借換え限度額】は国民事業「6千万円」となっています。なお、借り換えの限度額は「新規融資」と「公庫等の既往債務借換」の合計額を指します。

●新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール

中小企業再生支援協議会が、中小企業者に代わり一括して元金返済猶予を要請し、新規借入を含めた金融機関調整の上で事業改善まで一貫してサポートします(P23)。中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めたりスケジュール計画策定支援を行うものです。

●持続化給付金

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等が対象となります。売上が「前年同月比」で「50%以上」減少している方が対象となります(P24)。給付額は【前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)】によって算出されます。上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内で支給されます。
＜相談窓口＞<https://bit.ly/2JQHwPk>

●補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、「補助率」や「補助上限」を引き上げた「特別枠(令和二年度補正予算700億円)」を設け、優先的に支援します(P26)。「ものづくり補助金」は補助率を1/2から2/3へ引上げ、「持続化補助金」は補助上限を50万円から100万円へ引上げ、「IT導入補助金」は補助率を1/2から2/3へ引上げられます。

●その他

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)も「実質無利子化」となるようです。小規模企業共済は掛金納付額の範囲内の「無利子」融資も実施されるようです。また、賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払い猶予など柔軟な措置の検討要請が出されています。

＜参考＞国土交通省 <https://bit.ly/2x3Lpyl>